

2019年・愛知自治体キャラバン集約資料

国保関係の資料

目 次

20. 稲沢市	1
30. 日進市	3
37. あま市	13

国保税の減免制度 (2019年8月末現在)

減免の要件	減免される額	
①災害により、生計の中心となっていた被保険者が死亡又は障害者（3級以上等）となり、世帯の生活が著しく困窮に陥ったとき	申請が受理された日以降に到来する納期限に係る納付額	
②前年中の所得金額等が 500 万円以下の世帯で、災害により被保険者の居住する住宅又は家財に多大な損害を受けたとき	災害発生日以降に到来する納期限に係る納付額の 50%又は 30%に相当する額	
③前年中の所得金額等が 500 万円以下の世帯で、災害又は天候不順により被保険者の農作物・原材料等に多大な損害を受け、世帯の生活が著しく困窮に陥ったとき	災害発生日以降に到来する納期限に係る納付額の 30%に相当する額	
④生活保護法による生活扶助を受けるとき	生保開始日以降に到来する納期限に係る納付額	
⑤前年中の所得金額等が 300 万円以下の世帯で、生計の中心となっていた被保険者が 6 か月以上入院し、本年中の所得金額等が半分以下に減少すると認められ、世帯の生活が著しく困難と認められるとき	所得割額の 60%以内の額	
⑥前年中の所得金額等が 300 万円以下の世帯で、失業、休業及び廃業により、本年中の所得金額等が半分以下に減少すると認められ、世帯の生活が著しく困難と認められるとき	前年中の所得金額等が 200 万円以下の世帯	所得割額の 50%以内の額
	前年中の所得金額等が 300 万円以下の世帯	所得割額の 30%以内の額
⑦地方税法に規定する市県民税が非課税のかたで、障害者又は寡婦又は寡夫(婚姻歴のない者でこれらに準ずるものを含む)のかた	所得割額の 50%以内の額	
⑧刑務所等に入っていて保険給付が受けられなかったかた	その期間に係る月割額	

⑨会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者のかた（65～74歳）が国民健康保険に加入することとなる場合	減額賦課対象外世帯	所得割の全額と均等割及び平等割の50%に相当する額
	減額賦課2割軽減対象世帯	所得割の全額と軽減前の均等割及び軽減前の平等割の30%に相当する額
	減額賦課5割及び7割軽減対象世帯	所得割の全額

- ※ ⑤、⑥の減免適用世帯については、翌年に確定所得で減免の再判定をします。再判定により減免の取消し、又は減免割合が変更になる場合があります。
- ※ ⑦、⑧の減免適用は、個人ごとに判定します。
- ※ ⑨の平等割については、旧被扶養者のみで構成される世帯に限ります。
- ※ ⑨の減免適用は当分の間、期限の定めなく実施することになっていましたが、2019年度以降の年度分の保険税の算定に当たっては、旧被扶養者に係る均等割・平等割について、資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限り減免を実施することとなりました。なお、旧被扶養者に係る所得割については、当分の間、減免を実施することとなっています。
- ※ 申請期限は、当該年度内です。ただし、⑧については、出所後1年以内です。
- ※ 二つ以上の減免の要件に該当するときは、減免額の最も大きい要件を適用します。

日進市国民健康保険一部負担金の支払の免除、減額及び徴収猶予並びに
保険医療機関等の一部負担金の取扱いに関する要綱

平成18年11月16日

要綱第89号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 一部負担金の支払の免除、減額及び徴収猶予（第2条―第10条）
- 第3章 保険医療機関等の一部負担金の取扱い（第11条―第13条）
- 第4章 雑則（第14条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づき、一部負担金の支払の免除、減額及び徴収猶予（以下「免除等」という。）並びに法第42条第2項の規定による一部負担金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。なお、当該要綱に関しては、保険者において被保険者に対する周知徹底を図るとともに、保険医療機関等との連携を保ち、その適正な実施を確保するものとする。

第2章 一部負担金の支払の免除、減額及び徴収猶予

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）実収月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護開始時の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- （2）基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき算出した保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費をいう。

（対象者）

第3条 市長は、一部負担金の支払義務を負う者の属する世帯の生計を主として維持する者が、次の各号のいずれかに該当し、資産、融資等の活用を図ってもなお一時的にその生活が著しく困難であると認めるときは、世帯主の申請により、一部負担金の免除等を行うことができる。

- （1）震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

(2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。

(3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

(4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、一部負担金の免除等をしないものとする。

(1) 特別の事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を滞納している者

(2) 前号に掲げるもののほか、免除等を認めることが適当でない者

(免除等に関する基準)

第4条 一部負担金の免除等に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該世帯の実収月額が基準生活費の120%以下の世帯については、一部負担金を免除する。

(2) 当該世帯の実収月額が基準生活費の120%を超え130%以下の世帯については、一部負担金の2分の1を減額する。この場合において、減額されない一部負担金については、保険医療機関等に対する支払に代えて、市が一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

(3) 当該世帯の実収月額が基準生活費の130%を超え135%と一部負担金所見込額を合計した額以下の世帯については、保険医療機関等に対する支払に代えて、市が一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予する。

2 前項第2号及び第3号の規定による徴収猶予は、猶予する期間内に市が当該一部負担金を確実に徴収できる見込みがあるときに限り、行うことができる。

3 一部負担金を減額する場合において、減額された一部負担金の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

(免除等の適用及び期間)

第5条 一部負担金の免除等の適用は、申請のあった日の属する月から起算して3月以内とする。ただし、特に必要と認めるときは、再度の申請により、通算6月の範囲内でその期間を延長することができる。

2 一部負担金の徴収を猶予する期間は、前項の規定により徴収猶予を適用する各月から起算してそれぞれ6月以内とする。

(申請)

第6条 免除等の措置を受けようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に対し、日進市国民健康保険一部負担金免除等申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、急病その他緊急やむを得ない特別の事情があるときは、申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

(1) 生活状況申告書（第2号様式）

(2) 給与証明書（第3号様式）

(3) 申請理由を明らかにする書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(審査、決定等)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、免除等のうち最も適切な措置を承認すること又はいずれの措置も承認しないことを決定するものとする。この場合において、必要と認めるときは、申請者及びその関係者から生活状況等を聴取することができる。

2 前項の審査において、事実確認が困難なとき又は申請者が非協力的で事実について確認が得られないときは、その申請を却下することができる。

3 第1項の審査において、生活保護法に基づく扶助を受けることが適切であると認められる世帯に対しては、その適用を受けるよう指導するものとする。
(決定通知及び証明書)

第8条 市長は、前条第1項の規定により承認又は不承認の決定をしたときは、速やかに日進市国民健康保険一部負担金免除等承認・不承認決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、承認の決定をしたときは、前項の通知に併せて日進市国民健康保険一部負担金免除等証明書(第5号様式。以下「証明書」という。)を申請者に交付するものとする。

3 免除等の措置を受けた者が保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、証明書を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。
(変更及び取消し)

第9条 市長は、免除等の決定を受けた者の資力その他の事情が変化したため、当該決定を変更する必要があると認めるとき又は当該決定を行う必要がなくなつたと認めるときは、その決定を変更し、又は取り消すとともに、免除等をした一部負担金の全部又は一部を徴収するものとする。

2 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により免除等を受けた者があるときは、直ちにその免除等の決定を取り消すとともに、免除等をした一部負担金を徴収するものとする。

3 市長は、前2項の規定による変更又は取消しをしたときは、速やかに申請者に通知するとともに、証明書を返還させ、必要に応じて変更後の証明書を発行するものとする。

(保険医療機関等への通知)

第10条 市長は、第7条第1項の規定により承認又は不承認を決定し、又は前条第1項の規定により決定を変更し、若しくは取り消したときは、当該保険医療機関等に対し、その旨を通知するものとする。

第3章 保険医療機関等の一部負担金の取扱い

(徴収猶予証明書の事後提出の場合)

第11条 保険医療機関等が、緊急やむを得ない場合で、第1診療日に徴収猶予証明書を提出できない被保険者の療養を取り扱うときは、事後に徴収猶予証明書を提出することをその者に署名確認させた上、一部負担金を支払わせないものとする。ただし、被保険者が徴収猶予証明書を第2診療日までに提出しないときは、保険医療機関等から保険者に連絡し、その者が徴収猶予の申請をした場合に、徴収猶予証明書が発行されるか否かを確め、徴収猶予の該当者でない場合は、一部負担金を支払わせるものとする。

(善良な管理者と同一の注意)

第12条 保険医療機関等が法第42条第2項の規定による保険者の処分を請求しようとするときは、当該保険医療機関等の開設者は、善良な管理者と同一の注意をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めたことを保険者に対し書面により証明しなければならない。この場合における善良な管理者と同一の注意とは、保険医療機関等の開設者という地位にある者に対し一般的に要求される相当程度の注意義務をいうものであり、当該義務が尽くされたか否かの認定は、義務者の主観的、個人的事由を考慮して行われるものではなく、客観的事情に基づき具体的ケースに即して行われるものであるが、次の各号に掲げる場合又はこれと類似すると認められる場合は、当該注意義務を尽くしたものと認めないものとする。

- (1) 療養の給付が行われた際に、一部負担金を支払うべきことを告げるのみである場合
- (2) 各月分の診療報酬の請求前に、単に口頭で催促する場合
- (3) 再診の場合に、催促しない場合

2 被保険者が入院療養を受けている場合にあつては、保険医療機関等において、少なくとも、次の各号に掲げる対応が行われていること。

- (1) 被保険者又は被保険者以外の少なくとも1名(家族、身元保証人、代理人等。以下「家族等」という。)に対し、一連の療養が終了し、一部負担金の支払を求めたとき(以下「療養終了後」という。)から、少なくとも1箇月に1回、電話等で支払を催促し、その記録を残していること。
- (2) 療養終了後から3箇月以内及び6箇月経過後に、内容証明の取扱いをする郵便物による督促状を送付し、その記録を残していること。
- (3) 療養終了後から6箇月経過後に、少なくとも1回は支払の催促のため被保険者の自宅を訪問し、その記録を残していること。(保険医療機関等の所在地から被保険者の自宅まで通常の移動手段でおおむね30分以上かかる場合には、近隣の家族等を訪問するか、被保険者又は家族等と直接面会し、支払の催促を行い、その記録を残していること。)

(保険者の処分)

第13条 法第42条第2項の規定による処分の請求は、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもって一部負担金の支払を求めたにもかかわらず、被保険者が

その支払をしない当該一部負担金の全部又は一部につき、その一部負担金の支払義務が発生した日から起算しておおむね3箇月を経過後、保険者に対し、電話又は文書による催促の協力を要請した上で、おおむね6箇月を経過した後、行うものとする。

2 保険者は、保険医療機関等から第1項により処分の請求を受けたときは、保険医療機関等の請求を審査し、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めていること及び当該被保険者について次の各号のいずれかに該当することを確認した場合に、処分を行うものとする。

(1) 処分の対象となる一部負担金の額が60万円を超えるもの

(2) 被保険者の属する世帯が保険税の滞納処分を実施する状態にあるもの

3 処分の実施に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項又は法第79条第1項に基づく督促を実施し、法第79条の2及び地方自治法第231条の3第3項又は法第80条第1項の規定に基づき、当該請求に係る処分を行ったうえ、保険医療機関等に対して当該処分に係る徴収金のうちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする。

4 一部負担金の支払は、法第42条第1項の規定に基づく保険医療機関等と被保険者との間の債権債務関係であり、同条第2項の規定により保険者が処分を行う場合であっても、当該一部負担金は保険医療機関等の債権である。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

日進市国民健康保険一部負担金免除等申請書

一般・退本・退扶

表 1

日進市長 あて		申請日		年	月	日
申請者 (世帯主)	住所	日進市				
	氏名					
被保険者証記号番号		電話		— —		
療養の給付を受ける 被保険者	氏名				世帯主	
	生年月日	年	月	日	との続柄	
申請内容	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額(2分の1)・徴収猶予(2分の1) <input type="checkbox"/> 減額(2分の1) <input type="checkbox"/> 徴収猶予			期間	年 月 日から	
					年 月 日まで	
申請理由 (詳しく記入してください。)		----- ----- -----				
世帯の状況	氏名	続柄	年齢	職業(勤務先又は学校の名称)		
医療機関等の記入欄						
傷病名 及び症状	発病又は負傷年月日		年 月 日			
	療養見込み期間	入院 外来	年 月 日から 年 月 日まで			
一部負担金見込額(円)	当月	翌月	第3月	第4月	第5月	第6月
※高額療養費分を含む。						
年 月 日						
				医療機関等の名称		
				所在地		
				保険医等の氏名		
				印		

注) この申請書には、被災状況、生活・収入状況など、申請理由を証明する書類を添付してください。

第2号様式(第6条関係)

生活状況申告書

日進市長 あて		申告日	年	月	日	
申告者 (世帯主)	住所	日進市				
	氏名					
収入の種類	<input type="checkbox"/> 給与収入 <input type="checkbox"/> 事業収入 <input type="checkbox"/> 日雇収入 <input type="checkbox"/> 仕送り <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> その他 ※ 給与収入の方は、下記の「今月分実収入月額の内訳」は記入不要です。 代わりに給与証明書(様式第3号)を提出してください。					
収入月額	今月分実収入額	前月分実収入額	前々月分実収入額	平均実収入月額		
	円	円	円	円		
今月分実収入月額の内訳	収入額	売上金	円	支出額	材料費	円
		手数料	円		仕入代	円
		農家収入	円		交通費	円
		日雇収入	円		税金等	円
		内職収入	円		社会保険料	円
		年金	円		家賃	円
		仕送り	円		地代	円
		家賃	円		その他	円
		地代	円			円
		その他	円			円
			円			円
		小計(ア)	円		小計(イ)	円
		差引額(ア)-(イ)			円	
資産	居住用資産の面積(1)		その他資産の面積(2)		合計面積(1+2)	
	土地	m ²	土地	m ²	土地 m ²	
	家屋	m ²	家屋	m ²	家屋 m ²	
預貯金	円					
住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (家賃 円/月) <input type="checkbox"/> その他					

第3号様式(第6条関係)

給 与 証 明 書

住 所		職 名 及 び	
氏 名		職 務 内 容	
区 分	今 月 分	前 月 分	前々月分
勤務(就労)日数	日	日	日
給 与 額	基 本 給	円	円
	日 給(日分)	円	円
	家族手当(人)	円	円
	住 居 手 当	円	円
	手 当	円	円
	時 間 外 手 当	円	円
	賞 与	円	円
		円	円
		円	円
小 計(ア)	円	円	
控 除 額	所 得 税	円	円
	市 県 民 税	円	円
	健 康 保 険 料	円	円
	厚 生 年 金 保 険 料	円	円
	失 業 保 険	円	円
	労 働 組 合 費	円	円
		円	円
		円	円
小 計(イ)	円	円	
差引支給額(ア)-(イ)	円	円	円
<p>※ 記入上の注意</p> <p>この証明書は、国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予の申請のため、日進市長に対し、世帯主が生活状況の申告をする場合に必要なものです。</p> <p>今月及び前2か月の期間におけるすべての給与額及び控除額(今月分は見込み額)について、それぞれ内訳を明らかにして記入してください。</p>			

上記のとおり証明します。

年 月 日
所 在 地

事業主(雇主)名 印

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

様

日進市長

印

日進市国民健康保険一部負担金免除等承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました日進市国民健康保険一部負担金の免除・減額・徴収猶予について、下記のとおり決定しました。

記

決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 承 認	<input type="checkbox"/> 免 除 <input type="checkbox"/> 減額(2分の1)・徴収猶予(2分の1) <input type="checkbox"/> 減額(2分の1) <input type="checkbox"/> 徴収猶予	
	<input type="checkbox"/> 不承認	不承認の理由：	
適 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
被保険者証記号番号		世帯主 氏 名	
療養の給付を受ける 被 保 険 者 の 氏 名			
保険医療機関等の名 称 及 び 所 在 地			

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、愛知県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、日進市を被告として(日進市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第8条関係)

日進市国民健康保険一部負担金免除等証明書

被保険者証記号番号		世帯主氏名	
療養の給付を受ける 被 保 険 者	住 所	日進市	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	世帯主との 続 柄		
	傷 病 名		
	発病又は 負傷年月日	年 月 日	
措 置 の 種 類	<input type="checkbox"/> 免 除 <input type="checkbox"/> 減 額(2分の1)・徴収猶予(2分の1) <input type="checkbox"/> 減 額(2分の1) <input type="checkbox"/> 徴収猶予		
適 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
保 険 医 療 機 関	所 在 地		
	名 称		
上記のとおり証明します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">日進市長 印</div>			
注意事項 1 療養の給付を受ける被保険者は、この証明書を被保険者証に添えて保険医療機関に提出してください。 2 保険医療機関は、減額(2分の1)の場合、本来徴収すべき一部負担金額から減額割合分を減じた額(5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)を徴収してください。 3 保険医療機関は、上記2以外の場合、被保険者から一部負担金を徴収しないでください。			

○あま市国民健康保険税条例施行規則

平成22年3月22日

規則第38号

改正 平成24年6月26日規則第24号

平成25年9月2日規則第26号

平成25年9月24日規則第27号

平成27年12月28日規則第37号

平成28年3月25日規則第18号

平成29年3月30日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、あま市国民健康保険税条例(平成22年あま市条例第64号。以下「税条例」という。)の施行に関して必要な事項を定める。

(徴収の特例に係る税額の修正の申出)

第2条 税条例第22条の規定による税額の修正の申出をしようとする者は、国民健康保険税修正申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(保険税の減免)

第3条 税条例第27条第1項の規定による国民健康保険税の減免を受けようとする者は、国民健康保険税減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、申請者が別表に該当し、かつ、必要であると認める場合に限り、当該申請者に対して課する国民健康保険税から同表に掲げる額を減額し、又は免除するものとする。

3 前項の場合において、同一人が別表の2以上に該当するときは、減免額の大きいものみに該当するものとして、当該規定を適用する。

4 市長は、第1項の規定による国民健康保険税の減免の可否を決定したときは、国民健康保険税減免承認(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第4条 市長は、国民健康保険税の減免を受けた者が、偽りその他不正な行為によって減免の措置を受けたと認められるときは、直ちに減免を取り消し、国民健康保険税減免取消決定通知書(様式第4号)により通知するものとし、減免により免れた国民健康保険税を徴収するものとする。

(納税通知書)

第5条 国民健康保険税の納税通知書は、様式第5号による。

(あま市税に関する文書の様式等を定める規則の準用)

第6条 あま市税に関する文書の様式等を定める規則(平成28年あま市規則第49号)様式第1号から様式第21号までの様式は、国民健康保険税の賦課徴収事務について準用する。この場合において、同規則別表様式第1号の項中「第298条第2項、第353条第3項、第450条第2項、第470条第5項及び第588条第3項並びに」とあるのは「第707条第3項及び」と、同表様式第21号の項中「第329条第1項、第334条、第371条第1項、第457条第1項、第485条第1項及び第611条第1項」とあるのは「第726条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の七宝町国民健康保険税条例施行規則(昭和49年七宝市規則第13号)、美和町国民健康保険税条例施行規則(昭和49年美和町規則第4号)又は甚目寺町国民健康保険税条例施行規則(昭和43年甚目寺市規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成25年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年規則第37号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

事由	対象者等	減免割合
----	------	------

<p>1 世帯主又は被保険者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産(以下「住宅、家財等」という。)について著しい損害を受けた場合</p>	<p>住宅、家財等の損害の額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅、家財等の価格の10分の3以上10分の5未満のとき (以下「世帯」という。)の前年中の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「総所得金額等」という。)が</p> <p>1 500万円以下のとき</p> <p>ア 損害の額が住宅、家財等の価格の10分の3以上10分の5未満のとき</p> <p>イ 損害の額が住宅、家財等の価格の10分の5以上のとき</p> <p>2 500万円を超え750万円以下のとき</p> <p>ア 損害の額が住宅、家財等の価格の10分の3以上10分の5未満のとき</p> <p>イ 損害の額が住宅、家財等の価格の10分の5以上のとき</p> <p>3 750万円を超え1,000万円以下のとき</p> <p>ア 損害の額が住宅、家財等の価格の10分の3以上10分の5未満のとき</p> <p>イ 損害の額が住宅、家財等の価格の10分の5以上のとき</p>	<p>当該事由が発生した日の属する年度において、申請をした日以後に到来する納期に係る国民健康保険税の額の</p> <p>100分の50</p> <p>100分の100</p> <p>100分の25</p> <p>100分の50</p> <p>100分の12.5</p> <p>100分の25</p>
<p>2 世帯の生計中心者である被保険者が死亡したこと又はその者が重度の障がい者となった場合</p>	<p>前年中の総所得金額等が300万円以下の場合で、当該年中の総所得金額等の見込額が前年中の総所得金額等が10分の5以下に減少すると認められるとき</p>	<p>当該事由が発生した日の属する年度において、申請をした日以後に到来する納期に係る国民健康保険税の額の100分の100</p>
<p>3 世帯の生計中心者</p>	<p>前年中の総所得金額等が300万円以下の</p>	<p>当該事由が発生した</p>

<p>である被保険者が6箇月以上の長期入院により、世帯の収入が著しく減少した場合</p>	<p>場合で、当該年中の総所得金額等の見込額が前年中の総所得金額等が10分の5以下に減少すると認められるとき</p>	<p>日の属する年度において、申請をした日以後に到来する納期に係る国民健康保険税のうち所得割額の100分の50</p>
<p>4 世帯の生計中心者である被保険者が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により世帯の収入が著しく減少した場合</p>	<p>前年中の総所得金額等が300万円以下の場合で、当該年中の総所得金額等の見込額が前年中の総所得金額等の10分の5以下に減少すると認められるとき</p> <p>1 前年中の総所得金額等が200万円以下のとき</p> <p>2 前年中の総所得金額等が200万円を超え300万円以下のとき</p>	<p>当該事由が発生した日の属する年度において、申請をした日以後に到来する納期に係る国民健康保険税のうち所得割額の</p> <p>100分の50</p> <p>100分の30</p>
<p>5 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上であり、被保険者の資格を取得した日の前日において、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者等の被扶養者であった者(以下「旧被扶養者」という。)の属する世帯の納税義務者である場合</p>	<p>1 条例第27条第1項第3号の規定に該当する者の属する世帯</p> <p>2 条例第23条第1号及び第2号の規定に該当しない世帯</p>	<p>当該事由に該当する者に係る条例第3条、第4条、第6条及び第7条の規定により算出した所得割額及び資産割額の合計額</p> <p>当該事由に該当する者に係る条例第5条及び第7条の2に規定する被保険者均等割額の100分の50(条例第23条第3号の減額がある場合は、100分の30)の合計額。ただし、次のいずれかの条件に該当する場合は、次の世帯別平等割額を加</p>

		<p>算した額</p> <p>ア 当該世帯に属する被保険者が旧被扶養者のみで構成されている場合 条例第5条の2及び第7条の3に規定する額の100分の50(条例第23条第3号の減額がある場合は、100分の30)の合計額</p> <p>イ 当該世帯に属する被保険者が旧被扶養者のみで構成されており、かつ特定継続世帯の場合 条例第5条の2及び第7条の3に規定する額の100分の25(条例第23条第3号の減額がある場合は、100分の10)の合計額</p>
6 その他	<p>1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯</p> <p>2 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条の規定による療養の給付等の制限を受けている者</p>	<p>当該保護を受けている期間に到来する納期に係る国民健康保険税の額の100分の100</p> <p>当該制限を受けている期間に到来する納期に係る当該被保険者に</p>

	3 市長が必要と認める者	係る国民健康保険税の 額の100分の100 市長が必要と認める 額
--	--------------	--

備考

- 1 同一人が同時に2以上の区分に該当するときは、当該区分のうち減免額が最も大きくなる区分を適用する。
- 2 減免割合により算出した金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。